

①刈払機取扱作業従事者 安全衛生教育

刈払機（草刈機）は林業や建設業、造園業をはじめ、多くの職種で使用されている機械工具です。近年では多種多様に渡る商品が開発され、その安全性能は格段に向上しています。しかしながら、実際に使用する作業者が誤った点検方法や使用方法によって刈払機を取扱うと、取り返しのつかない災害を引き起こしてしまう恐れがあります。

このことから、労働安全衛生法に基づき、労働省(現:厚生労働省)労働基準局長通達H12. 2. 16基発第66号によって、刈払機作業における安全の確保と取扱作業者の振動障害を防止するため、刈払機を使用する作業に従事する者に対する安全衛生教育を実施するよう求められています。

平成12年2月16日基発第66号労働省労働基準局長通達「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育実施要領」により、当該教育は「就業制限業務又は特別教育を必要とする危険有害業務に準ずる危険有害業務に初めて従事する者に対する特別教育に準じた教育」と位置付けられており、以下の記載がありますので、業種や頻度の規定は特に定められてないことから、教育は実施されるべきと存じます。（ただし、特別教育のように法的義務や罰則を伴う教育ではありません）

磐田労働基準監督署では、請負作業として作業する場合には有資格者が必要としています。

《目的》 刈払機を使用する作業の安全を確保し、かつ、刈払機取扱作業者に対する振動障害を防止するため、当該作業に従事する者に対し、必要な知識等を付与する。

受講資格

満18歳以上の刈払機を使用する作業に従事する者。

※実技があります。作業できる服装で、ヘルメットをご持参ください。

②職長・安全衛生責任者教育

建設工事現場において、その現場全体を統括管理する体制を円滑に進めるために、安全衛生責任者が職長を兼務する機会が多いため、平成12年3月「安全衛生責任者に対する安全衛生教育の推進について」労働省から「通達されたことに伴い、現在、職長及び安全衛生責任者に選任されて間もない者等を対象に、職長教育及び安全衛生責任者教育を統合した「職長・安全衛生責任者教育」として実施しております。

平成18年1月に労働安全衛生規則が改正され、職長教育に「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置」が追加され、平成18年4月から、リスクアセスメントなどを加えたカリキュラムに基づいた教育をすることになりました。

関係事業場（下請関係）の現場監督者にも参加されるよう、ご勧奨方をお願いします。

受講対象者

満20歳以上の方

③職長・安全衛生責任者能力向上教育

厚生労働省の安全衛生教育等推進要綱が平成28年10月に改正され、安全衛生責任者は職長等と同様に、「能力向上教育に準じた教育」を受けることになりました。

翌29年2月には、「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じたカリキュラム」が定められ、当支部では、職長が安全衛生責任者を兼ねることが多いことから、「職長・安全衛生責任者能力向上教育」を以下により実施します。

受講対象者

職長・安全衛生責任者教育修了後、概ね5経過した者（3年から5年経過で可）

※修了証の写しを添付してください。

なお、旧職長、平成18年3月31日以前のリスクアセスメントを含まない職長・安全衛生責任者の方も受講いただけますが、現在お持ちの平成18年3月末旧までに発行された職長の修了証が、今の職長・安全衛生責任者教育修了証と同等にはなることはありませんので、改めて、職長・安全衛生責任者教育を受講し、その後概ね5年経過後に能力向上教育を受講されることをお勧めします。

④現場管理者統括管理講習会

建設業の労働災害防止のために、建設現場の統括管理が強く望まれております。

建設業で一つの場所で元請、下請が混在して作業する建設現場では、元請業者である作業所長等に安全衛生法により統括管理する義務が課せられています。

作業所長等の統括管理のあり方とその具体的進め方について静岡県支部では袋井分会を会場に、「現場管理者統括管理講習会」を実施し、建設現場の自主的安全活動を図りたいので関係者（元請・下請の作業所長、現場代理人等）が受講されますようご検討お願いします。

受講対象者

現場の規模に関係なく、一つの場所で元請・下請が混在して作業する建設現場で次に掲げる者が該当する。

- (1) 建設現場の作業所長、次席等
- (2) 関係請負人の現場代理人等
- (3) 上記(1)(2)の立場に就こうとする者

⑤足場の組立て等の業務に係る特別教育

安全衛生特別教育規程の一部が改正（平成27年3月25日）され、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上または堅固な床上における補助作業は除く）は特別教育が必要となりました。

※「地上または堅固な床上における補助作業」とは、材料の運搬、整理等の作業であり、足場材の緊結及び取り外しの作業並びに足場上の補助作業は含まないとされています。

受講対象者

平成27年7月1日以降、新たに足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上または堅固な床上における補助作業を除く）に従事しようとする者。

※組立て解体等の未経験者です。

高さに関わらず、組立て解体等に該当する足場は、全て特別教育の対象となります。

例えば、脚立単体での使用は足場ではありませんが、並べて板を掛ければ脚立足場となり、高さに関わらず特別教育の対象となります。

また、今後、足場の作業主任者の資格を取ろうとする者は、3年の従事経験が必要です。

早めに特別教育を受講して経験を積んで、作業主任者技能講習を受講をお勧めします。

受講資格

満18歳以上の

⑥建設業等における熱中症予防指導員・管理者研修

毎年、猛暑による熱中症死亡災害がマスコミで報じられるようになりましたが、労働災害では、建設業で最も多く発生しています。

熱中症は、適切な処理を怠れば手遅れになり、死に到ることもあります。作業員自身の健康管理はもちろんですが、建設業では作業員が高温多湿な場所で作業に従事することが多いことから、管理者による適切な指導管理が求められ、多くの事業所で熱中症の危険性や予防措置を指導できる人員を確保することが望ましいと考えます。

なお、本研修を修了した者は、作業員に対する「建設業等における作業員のための熱中症予防教育」の講師となることが出来ますので、現場の監督員、現場代理人等に是非この機会に受講されますようご案内申し上げます。

受講対象者

店社スタッフ、施工管理者及び職長・安全衛生責任者、衛生管理者、労働衛生コンサルタント等で、熱中症予防のための指導を行う者。

⑦型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習

労働安全衛生法及び関係政省令の規定により、型わく支保工（支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、けた等のコンクリートの打設に用いる型わくを支持する仮設の設備をいう）、の組立て又は解体の作業を行う場合は、都道府県労働局長の登録を受けた機関で行う技能講習を修了した者の中から型わく支保工の組立て等作業主任者を選任して、その者に作業に従事する労働者の指揮等をさせなければならないこととなっています。

受講資格 ※作業従事経験とは、満18歳以上において当該業務に従事した期間です

| 区分 | 資格 |
|----|--|
| 1 | 型わく支保工の組立て又は解体に関する作業（以下区分2及び3において「型わく支保工等の作業」という。）に関する作業に3年以上従事した経験を有する者 |
| 2 | 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上型わく支保工等の作業に従事した経験を有するもの |
| 3 | <p>次の各号に掲げる者で当該訓練を修了した後、2年以上型わく支保工等の作業に従事した経験を有するもの</p> <p>(1) 職業能力開発促進法に定める建築施工系鉄筋コンクリート施工科、建築施工系とび科又は建築仕上系ブロック施工科の訓練を修了した者</p> <p>(2) 改正前の職業能力開発促進法の準則訓練である養成訓練のうち、建設科、ブロック建築科又はとび科の訓練、職業訓練法の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び改正前の職業訓練法を修了した者</p> <p>(3) 職業能力開発促進法の指導員訓練のうち、建築システム工学科の訓練、改正前の職業能力開発促進法の訓練科の建築工学科の訓練、又は建築科の訓練を修了した者</p> <p>(4) 職業訓練法施行規則による改正前の同項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練のうち改正前の職業訓練法施行規則に定める建設科、ブロック建築科若しくはとび科の訓練を修了した者</p> |

⑧地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習

労働安全衛生法及び関係政省令の規定により、掘削面の高さが2メートル以上となる地山の掘削（ずい道及びたて坑以外の坑の掘削並びに採石法による岩石の採取のため掘削の作業を除く）、又は土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付又は取りはずしの作業を行う場合は、都道府県労働局長の登録を受けた機関で行う技能講習を修了した者の中から地山の掘削及び土止め支保工作業主任者を選任して、その者に作業に従事する労働者の指揮等をさせなければならないこととなっています。平成18年4月1日より従来の地山の掘削と土止め支保工が統合され、「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者」になりました。

受講資格 ※作業従事経験とは、満18歳以上において当該業務に従事した期間です。

| 区分 | 資 格 |
|----|--|
| 1 | 地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業（以下区分2及び3において「地山の掘削の作業又は土止め支保工の作業」という。）に3年以上従事した経験を有する者 |
| 2 | 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の作業に従事した経験を有するもの |
| 3 | 次の各号に掲げる者で当該訓練を修了した後、2年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の作業に従事した経験を有するもの (1) 職業能力開発促進法に定める建築施工系鉄筋コンクリート施工科、土木系土木施工科又は土木系さく井科の訓練を修了した者 (2) 職業能力開発促進法の準則訓練である普通職業訓練のうち、建築施工系とび科の訓練を修了した者 (3) 改正前の職業能力開発促進法の準則訓練である養成訓練のうち、建設科、土木科又はさく井科の訓練、職業訓練法の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び改正前の職業訓練法を修了した者 (4) 旧能開法の準則訓練である養成訓練のうち、とび科の訓練を修了した者 (5) 職業能力開発促進法の指導員訓練のうち、建築システム工学科の訓練、改正前の職業能力開発促進法の訓練科の建築工学科の訓練又は建築科の訓練を修了した者 (6) 職業訓練法施行規則の普通職業訓練のうち改正前の職業訓練法施行規則に定める建築科、土木科若しくはさく井科の訓練を修了した者 (7) 職業訓練法施行規則の専修訓練課程の普通職業訓練のうち旧訓練法規則に定めるとび科の訓練を修了した者 |

⑨足場の組立て等作業主任者技能講習

労働安全衛生法及び関係政省令の規定により、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行う場合は、都道府県労働局長の登録を受けた機関で行う技能講習を修了した者の中から足場の組立て等作業主任者を選任して、その者に作業に従事する労働者の指揮等をさせなければならないこととなっています。

受講対象者

※足場の特別教育終了後とそれ以前の作業従事経験年数の合計が3年以上必要です。

※作業従事経験は、満18歳以上において当該業務に従事した期間です。

- ・危険有害業務の就業制限（法第62条）により、18歳未満の者は足場の組立て等の作業に従事することが出来ません。

※平成27年6月末以前から従事している人は、従事期間が平成29年6月末までの間で3年以上ある場合は受講可能です。

| 区分 | 資 格 |
|----|--|
| 1 | 足場の組立て、解体又は変更に関する作業（以下区分2及び3において「足場の組立て等の作業」という。）に3年以上従事した経験を有する者 |
| 2 | 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上足場の組立て等の作業に従事した経験を有するもの |
| 3 | 次の各号に掲げる者で当該訓練を修了した後、2年以上足場の組立て等の作業に従事した経験を有するもの (1) 職業能力開発促進法に定める建築施工系とび科の訓練を修了した者 (2) 職業能力開発促進法に定める居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練を修了した者 (3) 改正前の職業能力開発促進法の準則訓練である養成訓練のうち、とび科の訓練、職業訓練法の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び改正前の職業訓練法の養成訓練を修了した者 (4) 旧能開法の準則訓練である養成訓練のうち、建築科の訓練を修了した者 (5) 職業訓練法施行規則に規定する専修訓練課程の普通職業訓練のうち、改正前の職業訓練法 施行規則に定めるとび科の訓練を修了した者 |

⑩足場の組立て等作業主任者能力向上教育

足場等からの墜落災害防止対策の強化を図るため、労働安全衛生規則の一部が改正（平成21年6月1日施行）されました。この改正により、足場等の安全点検の確実な実施のため、以下のことが定められています。

- (1) 足場等の点検に当たっては、各事業者が使用する足場等の種類等に応じたチェックリストを作成し、それに基づき点検を行うこと。
- (2) 足場等の組立て・変更時等の点検実施者については、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を指名すること。
- (3) 作業開始前の点検は職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名すること。

受講対象者

足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者。

⑪フルハーネス型安全帯使用作業特別教育

このたび労働安全衛生規則の一部が改正され、墜落・転落による労働災害を防止するため、高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く）には、特別教育が必要となりました。

なお、この改正は平成31年2月1日から施行及び適用されています。

受講対象者

全コース（6時間）免除科目なし

満18歳以上の未経験者

※全コースは受講者の従事経験の証明は不要です。

※袋井分会では全コースのみの開催になります。

⑫施工管理者等のための足場点検実務者研修

足場等からの墜落災害防止対策の強化を図るため、労働安全衛生規則の一部が改正（平成21年6月1日施行）されました。この改正により、足場等の安全点検の確実な実施のため、以下のことが定められています。

- (1) 足場等の点検に当たっては、各事業者が使用する足場等の種類等に応じたチェックリストを作成し、それに基づき点検を行うこと。
- (2) 足場等の組立て・変更時等の点検実施者については、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を指名すること。
- (3) 作業開始前の点検は職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名すること。

受講対象者

- (1) 建設工事の施工管理の実務に従事した経験のある者で、概ね3年以上の経験を有する者。
- (2) 店社の安全衛生部門で足場の設置計画書の審査、工事現場の安全パトロール等の業務を担当している者で、概ね3年以上の経験を有する者。

※作業従事経験は、満18歳以上において当該業務に従事した期間です。

- ・危険有害業務の就業制限（法第62条）により、18歳未満の者は足場の組立て等の作業に従事することが出来ません。

※足場の組立て等の業務に係る特別教育を終了していなくても受講出来ます。

⑬安全衛生推進者（初任時）能力向上教育

労働安全衛生法第12条の2により、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場は、安全衛生推進者を選任し、安全衛生業務にあたらせることが義務付けられています。

なお、既に安全衛生推進者を選任されている場合、同法第19条の2で「事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。」としています。

また、本教育の内容は、安全衛生推進者の責任と職務を中心に、平成18年の改正労働安全衛生法に規定されたリスクアセスメントの科目を取り入れたものになっています。

新たに選任された者、既に選任されている者も含め、この機会をご利用ください。

記

1. 受講対象者

イ、新たに安全衛生推進者に選任され、概ね3ヶ月以内の者

ロ、既に安全衛生推進者に選任されている者

《参考：安全衛生推進者の選任資格要件》

- (1) 大学、高専卒で、1年以上の安全衛生実務経験のある者
- (2) 高等学校卒で、3年以上の安全衛生実務経験のある者
- (3) 上記以外の者で、5年以上の安全衛生実務経験のある者
- (4) 労働基準協会が実施する安全衛生推進者養成講習を修了した者
- (5) 労働局長が同等と認める者

イ安全管理者及び衛生管理者の資格を有する者

ロ安全管理者の資格を有し、1年以上の衛生の実務経験がある者

ハ衛生管理者の資格を有し、1年以上の安全の実務経験がある者

ニ作業主任者技能講習修了者で、1年以上の安全衛生の実務経験がある者

ホずい道等救護技術管理者の資格を有し、1年以上の安全衛生の実務経験がある者